【公開用】

令和元年度第１回習志野市市有財産調査委員会　議事録

１　開催日時　令和元年６月５日（水）午後１時～午後３時４５分

２　開催場所　習志野市庁舎グランドフロア　Ｃ会議室

３　出席者

【委員長】　関根　洋幸　委員長
【副委員長】鈴木　とし江　副委員長
【出席委員】大竹　和子　委員
　　　　　　田久保　征夫　委員
　　　　　　竹田　光孝　委員
　　　　　　中野　政博　委員
　　　　　　平川　博文　委員
　　　　　　宮城　壮一　委員
　　　　　　三代川　彦博　委員
　　　　　　※櫻井　瑞恵　委員　は欠席

【事務局】　政策経営部技監（資産管理室長事務取扱）遠藤　良宣
　　　　　　資産管理課長　早川　誠貴
　　　　　　資産管理課主幹　仲野　元
　　　　　　資産管理課主任主事　河北　誠仁
　　　　　　資産管理課臨時的任用職員　小林　カヅ子

４　議題

１．委員紹介
２．委員長及び副委員長の選出
３．政策経営部技監の挨拶
４．諮問書提出
５．諮問案件の審議、報告事項の説明
（１）諮問事項　市有地の一般競争入札による売払いについて
　　①芝園２丁目１番９２
（２）現地視察
（３）諮問事項の審議
（４）報告事項　　平成３０年度　市有地売払い実績について
（５）報告事項の質疑

５　議事内容

はじめに

事務局より、委員長不在のため、委員長が選出されるまでの間、事務局で会議の進行を進める旨を諮り、委員全員の承認を得る。また、本委員会が習志野市情報公開条例第８条第５項に基づき非公開である旨を述べる。

１．委員紹介

事務局より、委員及び事務局職員の紹介を行う。

２．委員長及び副委員長の選出

（市有財産調査委員会条例第４条の規定に基づき、委員長及び副委員長の選出は委員の互選による）

<u>委員</u>

前回も議員の方に委員長となっていただいており、今回も議員の中からという思いがあります。一番若い関根委員に委員長となっていただきたいです。

－　異議なし　－

以下、関根委員長が議事進行を行う。

<u>委員長</u>

一生懸命務めさせていただきます。今回の諮問案件をはじめ、旧庁舎跡地の問題もあることから、今後の本市にとって、本委員会は非常に重要なものであると感じています。皆様から忌憚のないご意見を頂けるよう、また、建設的な議論ができるように進行を務めさせていただくので、ご協力をお願いします。

<u>委員</u>

副委員長の選出については、委員長一任としたいと思います。

－　異議なし　－

<u>委員長</u>

前回、副委員長の経験があることから、鈴木委員に副委員長をお願いしたいです。

副委員長
若い委員長のもと、皆様と一緒に市有財産について考えていきたいです。

３．政策経営部技監の挨拶
技監から、市有地の効率的な運用に資するためにご意見をいただく重要な場であることから、忌憚のないご意見を頂きたい旨挨拶した。

４．諮問書提出
事務局が諮問書を読み上げた後、委員長に諮問書を手渡した。

５．諮問案件の審議、報告事項の説明
５－（１）諮問事項　市有地の一般競争入札による売払いについて
①芝園２丁目１番９２
事務局
諮問事項、市有地の一般競争入札による売払いについて、お手元の資料に基づき、ご説明をさせていただきます。
諮問事項の表紙をめくっていただきますと、
１ページ目に物件の概要についての資料でございます。ご審議をいただく、芝園二丁目の土地を表記しており、この土地につきまして、公募による一般競争入札にて売払いをしようとするものでございます。
所在地番は、芝園二丁目１番９２、登記地目は雑種地、売払い地積は実測で、１４，００８．５４平方メートル、坪に換算しますと約４，２３７．５８坪です。入札最低売却価格は、２，３９５，４６０，３４０円で、これは、平成３１年４月１日時点の不動産鑑定価格によるものであり、１平方メートルあたり、１７１，０００円／㎡でございます。
用途地域は準工業地域で、防火地域の指定はなく、建ぺい率６０％、容積率２００％です。
また、茜浜芝園地区地区計画の産業業務街区に置かれており、住居系の用途に供することが出来ません。
なお、主な売払条件としては１０年間の転売を禁止とし、この条件を基に１０年間の市による買戻し特約の権利設定を行います。
それでは、この土地の経過と概要についてご説明いたします。
この土地は、昭和５２年に千葉県企業庁の「京葉港東地区住宅地計画」において、近隣公園の設置が示されまして、昭和６２年３月３１日に千葉県から芝園近隣公園用地として、無償譲渡により取得しました。当時の所在地番は芝園２丁目１番３２であり、土地面積は２０，０００平方メートルでした。

以降は都市計画公園の予定地として維持管理をしておりました。

なお、東日本大震災の際には、災害復旧工事の仮設事務所、資材置き場等に使用されております。

その後は、平成２７年に土地の一部６，０００平方メートルを学校給食センターの建替え用地とする方針が決定されましたことから、平成２８年１１月に都市計画公園の廃止がされております。

以上のことから、平成２９年に当該土地の分筆登記を実施し、芝園２丁目１番３２の土地６，０００平方メートルを学校給食センター建替え用地として教育財産へ所管換えをし、残りの１４，００８平方メートルのこの土地が現在、普通財産となっております。

また、この土地につきましては、平成２９年２月１４日に簡易的な土壌汚染調査を行なった際に、土地の一部から基準値を超えるフッ素が検出されております。

このことから、平成２９年１２月に敷地全体を２０区画に割り、計９０地点から表層土壌を採取し調査する詳細調査を行ないました。その結果、敷地北側中央部の１区画から基準値０．８ミリグラムパーリットルを超える０．９３ミリグラムパーリットルのフッ素が検出されました。この詳細調査の結果をもちまして、土壌汚染対策法第１４条に基づく自主的な区域指定の申請を平成３０年５月１０日に千葉県に対して行い、同年７月６日付けの千葉県告示第３０６号にて区域指定を受けまして、県の形質変更時要届出区域の台帳に登録されております。

次の２ページをお開きください。今後のスケジュール予定でございます。本日の本委員会において、御承認をいただけましたのならば、記載のとおり、速やかに事務を進めてまいりたいと思います。

次の３ページをお開きください。当該土地の広域の「位置図」でございます。最寄の駅は京葉線新習志野駅になりまして、距離にして約１．４キロメートル、徒歩で約１７分の位置にございます。

次の４ページをお開きください。狭域の「位置図」でございます。当該土地の周辺には事務所、倉庫施設等が建ち並んでおります。

次の５ページをお開きください。先程、申し上げました、茜浜芝園地区地区計画の産業業務街区の資料でございます。横線の区域が産業業務区域であり、当該土地は赤線の枠の部分になります。

次の６ページをお開きください。地区計画の内容の資料でございます。資料右側の赤枠が産業業務街区における建築等に関する事項が記載されており、住居系の建築物での用途に供することは出来ません。

次の７ページをお開きください。現地写真でございます。御覧のとおり、当

該土地は建築物の無い、更地でございます。
次の８ページをお開きください。「公図」でございます。朱線部分が当該土地であり、３方向を道路に囲まれております。北東及び南西に接する道路幅員は１２メートルであり、北西の接する道路幅員は２５メートルであります。
　次の９ページをお開きください。「測量図面」でございます。この図面は平成２９年に土地境界の確認を行い作成された確定測量図でございます。
　次の１０ページをお開きください。資料右下の表に記載のとおり、実測地積は１４，００８．５４平方メートルでございます。
　最後に次の１１ページをお開きください。「全部事項証明書」でございます。登記地目が雑種地、地積につきましては、雑種地であることから１４，００８平方メートルで表記されております。登記上、小数点以下が表記されるのは地目が宅地の土地と、１０平方メートル以下の土地になります。
　以上で説明を終わります。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

５－（２）現地視察

　車で現地へ移動し、１５分程度の現地視察を行う。

５－（３）諮問事項の審議

　（現地視察から帰庁後）

　委員

　物件概要に入札最低売却価格の記載があり、不動産鑑定額となっていますが、不動産鑑定書はありますか。

　事務局

　不動産鑑定士が評価したものであり、不動産鑑定書はあります。

　委員

　この金額に土壌汚染は加味されていますか。

　事務局

　加味されています。

　委員

　この金額で売り出すのですか。

事務局
　この価格を最低入札価格として売り出します。一般競争入札となるので、これより高い金額で入札した者のうち、一番高い金額の者に売却します。

委員
　当該物件は場所も良く、形も良いです。通販業者などは倉庫が不足しているので、需要があると思います。この金額が適正であるならば、最低入札価格として売払うことはよいのではないでしょうか。

委員
　この近辺は、谷津船橋インターチェンジができてから物流の拠点となる施設が多いため、そういった事業者が入札するのではないかと思います。売却にあたり、条件を付すことができるのであれば、本社機能を持たす（移転する）ことを条件にできればよいと思います。東日本大震災の残土について、他市からの搬入はないのですか。

事務局
　他市からの搬入はありません。

委員
　隣接地の学校給食センターは、ある程度、安全であるという確信を持って建設したと思います。売却先が決まったら、早く事業化してもらえればと思います。

委員
　当該土地の土壌について、市の負担として、どれくらいの費用が掛かりましたか。

事務局
　当初、公園予定地だったこともあり、元々の盛り土については、基本的に市内の下水道工事、内陸でのグランド整備によって発生したもののため、費用負担はありませんでした。また、資材置き場についても、事業者がそこを使用するということなので、市の費用負担はありません。

委員
　市有財産の売却のあり方については、かねてから意見を述べてきました。私

の着眼する視点はよくご理解いただいていると思います。皆さんご存知のとおり、本市は市域が２０キロ平米しかなく、県内で４番目に小さいです。広大な土地を所有しているわけではないので、慎重な処分が求められます。不動産鑑定はしたか、という質疑がありましたが、２者鑑定したということで鑑定書をよく見ました。国土交通省が毎年、公示価格を公表しており、地価は６年連続で上昇しています。希少価値の高い市有財産を売却したいという方針をいつ、市長は打ち出したのですか。

事務局

令和元年度の歳入予算として計上したことから、平成３０年秋、平成３１年度当初予算編成時に売払いについて、市長は決断したと認識しています。

委員

本委員会に諮問された売却実績（過去１０年）の資料を見ると、近年で一番大きな案件は仲良し幼稚園跡地ですが、今回は面積の規模では、およそ２倍です。何を目的で売却しようとしているのか、市長の目的が明確でなければいけません。狙いは何ですか。

事務局

近年、公共施設の老朽化対策として、公共施設の再生事業に取り組んでいます。公共施設は市民の皆様が使用するため、加速度を増して再生事業を行う必要があり、それには一定の財源が必要です。また、市民ニーズが多様化してきており、多様化したニーズに応えるには、一定の財源が必要であることも間違いではありません。このような大きな二つの観点で、財源を確保し、市民の皆様の安心安全のための街づくりに資するような使途に導きたいということで、市長は決断したものと考えています。

委員

公共施設の老朽化対策の財源として、市有地の売却で確保していきたいということだと思われます。令和元年第２回定例会における宮本市長の所信表明でも同じことを述べていました。公共施設の老朽化対策をしたい、取り組むべき課題は財源の確保とも述べています。行財政運営は慎重な対応が必要であると述べています。近年の大規模な市有地の売却は財源確保を理由の筆頭としています。ところが、仲よし幼稚園跡地の時は、購入価格７１億円を提示してきた事業者もいましたが、プロポーザルの結果、５６億円を提示した事業者に売却しました。これについて、重大な警鐘を鳴らしました。貴重な市有地を安売り

するのは何事でしょうか。私は、日常的に不動産投資をする業者と情報交換をしています。市には、財源確保を掲げるのであれば、より高い事業者に売るべきと言ってきましたが、実行されていません。何者の入札を予定しているのですか。入札最低売却価格はいくらですか。

事務局
入札最低売却価格は２，３９５，４６０，３４０円です。

委員
２３億円に上る土地取引です。今回の売却は、仲よし幼稚園跡地に次ぐ土地取引となります。プロポーザルではなく、一般競争入札を予定しているとのことですが、何者入札するのが好ましいのですか。

事務局
一般競争入札を予定しており、正確な数は不明ですが、十数者から問い合わせを受けています。入札の際は、十者以上が手を挙げるのではないでしょうか。

委員
今はこの委員会を開催している段階であり、一般には公告をしていないはずです。なぜ、問い合わせがあるのですか。

事務局
現時点で市から公告はしていません。問い合わせがあるのは、今年度の歳入予算に計上しているからです。

委員
常識的に考えて、予算書では、当該土地の場所・規模は知り得ないのではないでしょうか。なぜ問い合わせがあるのですか。

事務局
昨年度開催した平成３１年度当初予算編成に係る一般会計予算特別委員会で、当該土地の売払いに係る歳入予算について質疑があったので、当該土地が予定地である旨を答弁しました。会議録を見れば、場所の特定はできる状況です。

委員
不動産鑑定書を読みました。浦安、市川、船橋、習志野、この地区は物流の

拠点として価値がある地区に変貌しつつあります。これから、より価値が上昇することが不動産鑑定書から伺えます。近隣の動向をみると、短期間に地価の上昇が見込まれます。特に、近隣の新習志野駅〜海浜幕張駅間には新駅ができる予定です。新駅の場所と完成時期を説明してください。

事務局
新駅の動向は、事務局では把握していません。

委員
広域的な判断をしなければいけません。物流拠点としてどれだけ利便性があるのでしょうか。なぜ、売却を急ぐのですか。新駅が完成すれば、不動産の価値は上昇します。これでは、完成前にどこかに安く売却しようとしていると勘繰られてしまいます。財源確保が第一ならば、新駅が完成したときに売却すれば、現状より有利な条件で売却することができ、財源確保に繋がります。また、スケジュールがきわめてタイトです。今日審査して、今月中に公告する。なぜこんなに急ぐのですか。仲よし幼稚園跡地でさえ、売却までに何年もかけて慎重に審議をして売却しました。私は反対しましたが。これだけの規模の土地を今日審議し、７月中には入札をする。作業が不自然ではないでしょうか。この諮問には賛成できません。政府自民党は安倍政権が誕生してから、異次元の金融緩和をしましたが、超低金利政策が続く中で、功を奏して地価は持ち直し傾向、公示価格、株価、地価が上昇しています。なぜ、新駅ができる直前に、当該土地の評価が十分ではない時期に売却を急ぐのでしょうか。政治判断としては、公共の利益に反します。政府自民党の考え方は経済の原則です。１円でも高く売ることが資本主義経済の原則です。この土地の売り方は経済の合理性に合っていないから、反対です。

委員
新駅はいつ頃完成する予定なのですか。

事務局
先ほどの委員への答弁と同様、事務局としては把握していません。現在、工事着手していないので、２、３年という短期間で完成するということはありません。なぜ急いでいるかということについては、やはり財源確保のためです。公共施設等再生整備基金に積み上げ、次年度以降も加速度をもって小中学校の老朽化に対応したいと考えています。問い合わせが来る事業者は物流関係が大半、７〜８割を占めています。谷津船橋インターチェンジの至近距離、羽田・

成田両空港の中間地点に位置、東京外環道路高谷ジャンクションの完成といった諸要件もあり、企業の皆様の当該土地に対する期待によって、競争性が働くと思います。財源化をするためには、今年度の早いうちという思いがある点、ご理解いただきたいです。

委員
不動産鑑定書によると、投資用不動産としての物流施設は、新たな市場参加者が増えたことで不足している、となっています。鑑定書の最後には物流施設に関して、買い手候補の増加が記載されていますが、それに対して売却物件が不足しています。今後、さらなる動きがあるということであり、売却を急ぐ理由はどこにもありません。あるとすれば、特定の者に安く売却するということです。

委員
１０者以上の入札が想定されていますが、経済状況は目まぐるしく変化します。新駅ができたことでどう評価が変わるか分かりませんが、鑑定会社はそういったものを含めて評価をしていると聞いています。財政が厳しいという状況は選挙を通じて市民の皆さんが知っています。一般競争入札ということであれば、この時期の売却は、やむを得ないのではないでしょうか。

副委員長
新駅については、市の職員がもう一度確認する必要があるのではないでしょうか。不動産鑑定に新駅のことが含まれているのか、私たちに答えていただきたいです。また、スケジュールについて、本当に９月までに契約締結をする必要があるのでしょうか。しっかりと審議し、委員が言ったような懸念を払拭しなければいけません。

事務局
今年度の予算として計上しているため、均衡予算ということを考えれば、今年度中に歳入として計上されればよいということが、予算の観点での結論です。一般競争入札であるため、方式上、「どこかに安く」ということはありません。

委員
売却の周知は、どのように行いますか。

事務局
市ホームページで公告します。公有地の購入を検討している事業者は、情報収集のために、市・国・県のホームページを随時確認しています。

委員
専門紙に広告は載せますか。

事務局
答申が得られれば、公告日に合わせてプレスリリースをして、業界新聞・専門紙に乗せる努力をします。広く周知し、１者でも入札参加者を増やせればと思います。

委員
遊休地を売却するということはいいことだと思います。しかし、新駅の観点は重要であり、その点が資料に全く記載していません。谷津船橋インターチェンジができたことにより、物流が変わり、土地の値段が上がりました。新駅についても資料に情報が記載されていることが望ましいです。この状況だと、完全に賛成というわけにはいきません。土地を売却すること自体は賛成です。

委員長
私が知っている情報だと、新駅は５年後の開業を目指すとのことです。新聞に出ている情報です。

委員
本委員会は今回の１回だけでなくてもよいと思います。売却金額が大きいということもあるので、もう少し議論を重ねるのも一つの方法です。売却するとしても、売却の仕方、時期を検討していくことも大事です。
１７万人の市民には財源不足と説明していますが、全国には１，７１８の市町村があり、本市の一人当たり納税額は全国で上から３０番台です。北海道、沖縄、九州の県民所得は千葉県の半分です。本市が財源不足であるのならば、全国の自治体で足りないことになります。四国、九州、沖縄などは特に足りません。東京まで快速２０分というのは、極めて恵まれた立地です。本市の市民の所得レベルは高いレベルにあります。本年度予算においても、税収は３％伸びており、特に奏の杜は税収の伸びが著しいです。このような条件のため、財源不足により土地を売るということにはなりません。自治体の主たる歳入は市税で賄っており、それでも足りなければ不動産の売り払いを行います。宮本市

政は財源がないから土地を売却すると言っていますが、財源はあります。本市は不動産の売り払わなければ予算編成をすることができないという状況ではありません。当該土地は公園用地でした。この提案を簡単に認めると、次の公園用地を売るという提案が出てきます。場所の想像もつきます。この議論は慎重でなければいけません。お金には困りませんが、問題は使い方の問題です。急がずにゆっくりと本委員会で協議したいです。

事務局

確認したところ、新駅は今年度から詳細設計に約１年半、工事に約３年半かかる予定です。５か年で完成ということです。

少子超高齢化の波は、遅かれ早かれ本市にも訪れます。歳入予算の約４割は依存財源であることから、地方が厳しくなると都市部に地方交付税としての財源が来なくなります。自主財源である市税等も、生産年齢人口が減ってくると、今後長い目で見ると横ばいから微減、減に転じてきます。後年に負担を残さないために、着実な行政運営をしていくためには、恵まれているうちに、用心深く、先駆けて財源の確保を行わなければいけないということを実感しています。さらに精進していかなければならないと感じました。

委員

新駅の工事着工まで決まっています。これから計画を作るというものではありません。なぜ、今、急いで売る必要があるのですか。

事務局

不動産鑑定書では、現在、需要と供給の関係の中で、物流拠点が減っているとなっています。この土地に対するニーズが減ると、土地価格の減少もあり得ます。新駅完成まで、待てば高く売れる可能性はありますが、近隣、外環道周辺の松戸・三郷などの土地に物流拠点ができてしまうと、この土地の値が崩れてしまうことも考えられます。今年度に売り払い、財源確保をしたいです。

委員

慎重に、次回、本委員会を開催して、十分な意見ができるように委員長に対してお取り計らいをお願いします。継続審査を提案します。

委員

新駅の完成は５年後という話ですが、不動産鑑定にどの程度加味されているのですか。用途地域としては、住宅はできません。千葉市や地元企業が駅を作

ってほしいという提案をしていますが、これは商業施設ありきの話です。ある程度時間を決めて、タイムスケジュールを決めた方が良いと思います。

事務局
売却について、いつのタイミングが一番いいか、時間軸で考えて、深謀遠慮して今回提案しました。当該土地については、遊休地ということになっており、管理コストが発生しています。また、事業者は購入後、直ぐに工事に着手し、経済活動が開始されます。それによる雇用・税収が速やかに見込めます。売却価格・遊休地の管理コスト・経済活動による税収といったことを時間軸的に考えると、地価が上昇傾向の内に売るというのも市の判断ということで提案しました。

委員
不動産鑑定書には新駅の計画について、具体的な記述がないが、なぜですか。

事務局
鑑定は事実現実に基づいて、今の現時点の状況に基づいて行います。新駅の完成予定によって、鑑定価格が上がるということはありません。

事務局
現時点の状況で鑑定することになっています。未来予測で鑑定するものではありません。

委員
それは誰の見解ですか。

事務局
不動産鑑定士の見解です。

委員
今の発言は重要です。このことは、会議録に残すようにしてください。

委員長
本来であれば、答申をどうするかということですが、いろいろなご意見がある中で、どうするか。まだ売るべきではないという意見もあるし、今だからこそ売却するべきという意見もあります。新駅は未来予測となり、現時点では未

知数ということで諮問をしていると思われます。本委員会として処分の答申を行うということについて、皆様はどう考えていますか。

委員
継続審査の動議を出します。皆さんがどのような決議をするのか。

委員
農家の観点から述べると、土地の売却は、特殊な事情がない限りは行いません。このスケジュールを見たら、組み込まれたように感じ、余計な推測を生んでしまいます。本委員会をもう一回やった方が良いと思います。皆さんそう思っているのではないでしょうか。

委員
皆さんの疑問について、後日、事務局に提出し、事務局から答える形をとり、審議を進めるのがいいのではないでしょうか。

委員
なぜ売却が今なのでしょうか。財源の確保という説明があれば売却ＯＫとなります。よっぽどじゃないと、土地を持っている人は手放しません。親が亡くなったとか、誰かが病気になったとか。何か一言説明があればと思います。

副委員長
売却自体は賛成ですが、委員の皆さんの賛成があったうえで答申をしたいので、もう一回、本委員会の開催をお願いしたいです。

委員
売却最低価格は不動産鑑定価格とのことですが、引き上げてはいかがでしょうか。また、タイトなスケジュールが一番気になりました。

委員長
全員の意見をいただきました。
事務局から疑問点の回答をいただき、もう一度皆さんにお集まりいただき、ご審議いただければと思います。事務局としては、いつ頃、再度開催する予定ですか。

事務局
改めて皆様の疑問点を吸い上げた後となるので、早くとも７月上旬となります。日程を調整し、７月の月内に行いたいです。

委員長
事務局に調整をお願いしたいです。じっくり審議することも重要ですが、何年もかけて審議するものではありません。問題点を明確にして、皆さんが気持ちよく賛成できるような環境づくりを事務局にはお願いしたいです。本件は次回に持ち越しとします。

５－（４）報告事項　　平成３０年度　市有地売払い実績について

事務局
平成３０年度　市有地売払い実績について、お手元の資料に基づきまして、ご報告いたします。
報告事項の表紙をめくっていただきますと、
１ページ目に「平成３０年度　市有地売払い実績一覧」の資料がございます。
資料の左から「物件番号、売払い相手、物件所在地番、地積、売払い金額、売払い手法」をそれぞれ記載しております。
平成３０年度では、５者に対し５件の土地を売払いし、合計の売払い地積は４０５．３４平方メートル、合計の売払い金額は２２，０６９，３００円となりました。
それでは、各物件の場所についてご説明させていただきます。
次の２ページをご覧ください。
鷺沼陸橋、京成電鉄千葉線に隣接しております、物件番号１番の鷺沼４丁目１２８６番１の土地は、現状が道路に接していない無接道路地であったため、市として単独利用が出来ない土地でしたが、隣接地権者である株式会社テルティから自己所有地と一体で利用を図りたいとの要望があり、売却をいたしました。売払い地積は１０２平方メートル、売払い金額は３，８７６，０００円です。
次に３ページをご覧ください。
奏の杜公園の向かいにあります、物件番号２番の谷津５丁目２１００番７の土地については、市道００－１０１号線用地の一部として管理しておりましたが、現状は道路機能を有しておらず、隣接地権者から自己所有地と一体で利用を図りたいとの要望があり、売却をいたしました。売払い地積は２５．９８平方メートル、売払い金額は２，１３８，１５４円です。
次に４ページをご覧ください。

藤崎保育所の近くにあります、物件番号３番の藤崎２丁目８１６番５の土地については、昭和３６年の市道整備事業の協力者に自宅敷地の代替地として貸し付けをしておりましたが、賃借人から自己所有地として取得したいとの要望があり、売却をいたしました。売払い地積は２０７．１６平方メートル、売払い金額は１１，５１８，０９６円です。

次の５ページをご覧ください。

鷺沼三丁目児童公園の近くにあります、物件番号４番の鷺沼３丁目８０番１１の土地は、道路植栽用地として管理しておりましたが、植栽整備の計画が無く、単独利用が出来ない土地でありましたが、隣接地権者から自己所有地と一体で利用を図りたいとの要望があり、売却をいたしました。売払い地積は３８．５５平方メートル、売払い金額は2，８９１，２５０円です。

最後に6ページをご覧ください。

鷺沼城址公園の南側にあります、物件番号５番の鷺沼１丁目３００番１０の土地は、現在は機能をしていない旧水路用地の一部について、隣接地権者から自己所有地と一体で利用を図りたいとの要望があり、売却をいたしました。売払い地積は３１．６５平方メートル、売払い金額は１，６４５，８００円です。

以上、大変雑駁ではございますが、平成３０年度におけます市有地の不動産売払い実績について、ご報告をさせていただきました。

５－（５）報告事項の質疑

－　質疑なし　－

－　閉会　－